

令和2年度 第4回大潟区地域協議会次第

日時 令和2年7月16日(木) 午後6時30分から

会場 大潟コミュニティプラザ2階 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協議事項

(1) 諮問案件における書面審議について 資料No.1

(2) 審議依頼について 資料No.2

4 その他

5 閉 会

令和2年7月16日(木)
第4回大潟区地域協議会
資料No.1

諮問案件における書面審議について

1 書面審議に関する事項を定める理由

- ・ 地域自治区の設置に関する条例第7条第2項で定める事項については、あらかじめ、市長は地域協議会の意見を聴かなければならない(例外規定なし)こととされているが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言時のように、地域協議会が開催できないことが想定される。
- ・ 地域協議会が開催できないことを理由に諮問案件を審議しないことは、市の事業の停滞を招き、関係者との関係を損ね、財政面での負担が生じる要因ともなりえる。
- ・ これらのことを踏まえ、必要な地域協議会としての意見をまとめ、市政に反映するための手法として、書面による審議について「会議の運営に関する事項」として定めるもの。

2 書面審議の方法

- ・ 地域協議会は、各分野の専門家で構成する審議会等と異なり、様々な立場の委員が意見を出し合いながら結論を導き出す場であることを鑑み、できるだけ会議を開催した場合と同等の判断を各委員ができるよう、次の流れを基本的な手順とする。
 - ① 諮問に関する資料を委員へ送付
 - ② 委員から質問を受付、事務局で質問を集約し、担当課へ照会
 - ③ 各委員が提出した質問及びその回答を全委員で共有
 - ④ 各委員が諮問事項の可否を表明
 - ⑤ 事務局が可否を集約した結果及び答申案を各委員に提示(必要に応じて正副会長等の事前確認)
 - ⑥ 市へ答申
- ・ 附帯意見は、下記3(3)で定めた方法により取り扱う。

3 会議の運営に関する事項として定めてもらいたいこと

(1) 書面審議を実施する条件

- 【案】・ 委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合または招集することが適当ではない場合
- ・ 前項の場合により、当該案件について、会議を招集し、審議するいとまがない場合
 - ・ その他、前2項に類するとして会長が認める場合

(2) 書面審議の実施に係る判断

【例】①会長が決定（会長に一任）

②正副会長の協議により、会長が決定

③過半数の委員が書面議決に賛同した場合

(3) 書面審議の表決

【案】・委員の過半数の意思表示をもって会議の議決があったものとみなす

・前項において、可否同数のときは、会長の決するところによる

・附帯意見の取扱について

【例】

①会長が決定する（会長に一任）

②正副会長の協議により、会長が決定する

③意見集約の結果及び答申案の確認において、要否を表明することとする

※ 依頼書番号	2-1
---------	-----

地域協議会審議依頼書

地域協議会委員氏名		細井雅明
審議 依頼 事項	件名	大潟区内の情報発信や情報共有の検討
	内容	<p>現在身近な情報を新聞等で見ているが、本当に知りたいことなどが簡単に検索できない。</p> <p>広報も月一回になり知りたい情報の鮮度が落ちる</p> <p>解決案として</p> <p>大潟区の情報ポータルをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示板のような役割 ・ 意見交換 ・ 質問など
	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 地域における懸案事項への対応に関すること <input type="checkbox"/> 地域の振興に関する課題への対応に関すること <input type="checkbox"/> 新市建設計画の計画的かつ円滑な推進に関すること <input type="checkbox"/> その他 ()
依頼年月日		令和 2 年 6 月 12 日

※ 地域協議会委員では記入しない。

